

第7 資料編

1 策定の経過

年月日	実施事項
令和3年 5月11日	第1回愛西市行政改革推進本部プロジェクトチーム会議の開催
7月 6日	第1回愛西市行政改革推進本部幹事会の開催
7月14日	第1回愛西市行政改革推進本部会議の開催
7月27日	第1回愛西市行政改革推進委員会の開催
7月12日 ～7月30日	第2次総合計画（中間見直し）のためのアンケートの実施
10月 1日	第2回愛西市行政改革推進本部幹事会の開催
10月18日	第2回愛西市行政改革推進本部会議の開催
11月 2日	第2回愛西市行政改革推進委員会の開催
11月26日 ～12月24日	パブリックコメントの実施
令和4年 1月20日	第3回愛西市行政改革推進本部幹事会の開催
1月31日	第3回愛西市行政改革推進本部会議の開催
2月16日	第3回愛西市行政改革推進委員会の開催
2月24日	愛西市行政改革推進委員会から市長あて答申

2 愛西市行政改革推進委員会

(1) 愛西市行政改革推進委員会設置条例

制定 平成17年12月27日

条例第170号

改正 平成27年12月25日条例第42号

平成30年3月26日条例第6号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、愛西市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、愛西市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体の代表者

(3) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第42号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 愛西市行政改革推進委員会委員

区分	氏名	役職又は所属等	備考
学識経験者	岩崎 恭典	四日市大学学長	会長
	佐藤 徳潤	愛知県立大学名誉教授	
	弓削 恵	税理士	
	横井 幸雄	元県農林水産事務所一宮支所 建設課長	
各種団体の代表者	石原 一孝	総代会代表	
	加藤 正彦	あいち海部農業協同組合代表	
	後藤 芳樹	海部津島青年会議所代表	
その他市長が必要と認める者	横井 三千雄	民生児童委員	副会長
	黒田 意津美	主任児童委員	
	竹島 緋徹子	女性の会代表	
	吉川 佳恵	佐屋中央保育園保護者会代表	
	石原 美代子	公募委員	
	三輪 恵子	公募委員	
	安田 恵子	公募委員	
	吉田 偉	公募委員	

令和4年3月策定時点



令和4年2月24日
岩崎会長から日永市長へ、
愛西市の行政改革について
答申されました。

(3) 愛西市行政改革推進委員会への諮問

30愛西企第86号
平成30年11月2日

愛西市行政改革推進委員会 会長 様

愛西市長 日永貴章

愛西市の行政改革について（諮問）

愛西市行政改革推進委員会設置条例（平成17年愛西市条例第170号）第2条の規定に基づき、次の通り諮問します。

1. 諮問事項

- (1) 第2次愛西市行政改革大綱の進捗管理に関する事。
- (2) 第3次愛西市行政改革大綱の策定に関する事。

(4) 愛西市行政改革推進委員会からの答申

令和4年2月24日

愛西市長 日永貴章 様

愛西市行政改革推進委員会
会長 岩崎恭典

愛西市の行政改革について（答申）

平成30年11月2日付けで当委員会に諮問がありました「第2次愛西市行政改革大綱（以下「第2次行革大綱」という。）の進捗管理に関する事。」及び「第3次愛西市行政改革大綱（以下「第3次行革大綱」という。）の策定に関する事。」につきまして、下記のとおり答申いたします。

記

当委員会では、平成30年11月2日付けの諮問を受け、常に市民の目線を大切に、市民の真摯な声を行政に届けることを心掛け、答申までに7回の委員会を開催し、審議を重ねてまいりました。

「第2次行革大綱の進捗管理に関する事。」につきましては、第2次行革大綱における、主要取組事項10本の柱に基づき、市では様々な具体的な取組を進め、効果的・効率的な行財政運営に努めてこられたことを認め、当委員会においても、第2次行革大綱に係る進捗管理指標や具体的な取組事項について、関係部署にヒアリングを実施し、活発な意見交換、協議により進捗状況の確認に取り組んでまいりました。

その結果、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業もあった中で、それぞれの事業において一定の成果が上がっていることと答申いたします。

しかしながら今後の市の財政状況は、少子高齢化、人口減少が進行し、高齢化の進展に伴う社会福祉費や公共施設の老朽化の進行による改修費などに係る支出の増加が見込まれ、ますます厳しさを増すことが予想されます。また、新型コロナウイルス感染症による「新しい生活様式」への移行の中で、行政運営にあたって働き方や業務執行の在り方などの見直し、AI・RPA等の新たなICT技術の一層の活用など、多様化する市民ニーズや時代の変化に柔軟に対応することが求められます。

こうした状況の中で、第2次愛西市総合計画に掲げる将来都市像である『ひと・自然 愛があふれるまち』、持続可能な財政運営を実現するため、さらなる行政改革の推進が必要です。

そのため、「第3次行革大綱の策定に関する事。」においては、上記のような市を取り巻く環境を踏まえ、その方向性や内容について、十分に評価できるものと考え、別添の第3次愛西市行政改革大綱(案)のとおり認めることと答申いたします。

市におかれましては、当委員会の意見やパブリックコメントにて集めた市民意見を踏まえて策定した第3次行革大綱や審議過程における意見及び要望等について、その趣旨をできる限り尊重されるよう要望します。

また、第3次行革大綱を全職員が一丸となり積極的に取り組むことを切に要望します。

3 用語説明（本文中に※印のある用語の説明です）

○ 経常収支比率^{※1}

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられている指標であり、人件費・扶助費・公債費など経常的に支出される経費に、地方税・地方交付税など経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを表したものです。この数値が高いと、財政構造が硬直化しているといえます。

○ 基金^{※2}

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、定額の賃金を運用するために、条例の定めに基づいて任意に設定した資金又は財産のことです。

○ 健全化判断比率^{※3}

健全化法において、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率を、「健全化判断比率」と定めています。

健全化法…地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「健全化法」）が平成21年4月に全面施行されました。

○ 早期健全化基準^{※4}

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、健全化判断比率のそれぞれについて定められた数値のことです。

○ 実質赤字比率^{※5}

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」などに生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○ 連結実質赤字比率^{※6}

下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

○ 実質公債費比率^{※7}

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○ 将来負担比率^{※8}

地方公共団体の借入金（地方債）など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○ 社会保障費^{※9}

年金、医療、介護、雇用及び生活保護などの社会保障に係る経費です。

○ **新型コロナウイルス感染症**^{※10}

2019年12月に中華人民共和国で初めて確認された新型コロナウイルスによる急性呼吸器症候群です。主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等となっています。高齢者や基礎疾患を持つ方々においては重症化するリスクが一定程度あると考えられています。

○ **第2次愛西市人口ビジョン**^{※11}

人口の現状を分析し、人口の将来展望などを提示したものです。

将来展望人口は、国立社会保障・人口問題研究所が行う手法を用いた推計です。

まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日施行）に基づき、令和2年3月に策定しました。

《人口推計》

(単位：人)

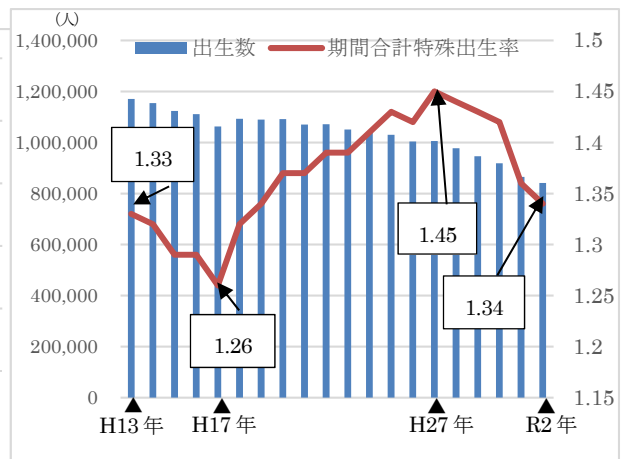
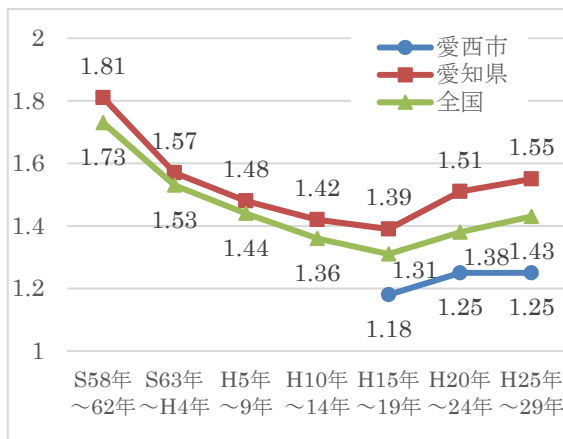
区 分	令和7年 (2025年)	令和27年 (2045年)	令和42年 (2060年)
総人口	59,724	51,244	45,619
15歳未満	6,479	6,869	6,440
15～64歳	34,555	25,922	24,677
65歳以上(うち、75歳以上)	18,690(11,652)	18,453(10,394)	14,502(9,696)

○ **合計特殊出生率**^{※12}

15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値です。一般的には一定期間の出生状況から算出する期間合計特殊出生率のことを指します。本大綱においては、国勢調査の年を中心とした5年間の出生数を集計した合計特殊出生率を使用しています。令和2年の全国の単年期間合計特殊出生率は1.34で、5年連続で低下しています。

■ **合計特殊出生率（愛西市・県・国）**

■ **出生数と期間合計特殊出生率（全国）**



○ **財政力指数**^{※13}

財政力を示す指数で、[基準財政収入額÷基準財政需要額]の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど、財源に余裕があると言えます。

○ **扶助費**^{※14}

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童及び心身障害者などに対して行っている様々な支援に要する経費です。

- **普通会計**^{※15}
地方財政統計上、統一的に用いられる仮想（バーチャル）会計です。地方公共団体の財政の規模は、個々の団体によって設置される特別会計も違えば一般会計が網羅する範囲も違うため、単純な合算比較ができないので、普通会計という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各地方公共団体間の財政比較が可能になります。
- **ソーシャルディスタンス**^{※16} (Social distance)
感染症などの感染拡大防止のために、人と人の間に物理的な距離をとることであります。
- **地方分権改革**^{※17}
住民に身近な行政はできる限り地方に任せることを基本に、国と地方の役割を徹底して見直す取組です。
- **SDGs**^{※18} (Sustainable Development Goals)
「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向けた、先進国を含む全ての国々の共通目標です。17の目標と169の具体的活動から構成されています。
- **Society5.0**^{※19}
仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済の発展と社会が抱える課題解決を両立する、人間中心の社会のことです。
- **AI**^{※20} (Artificial Intelligence)
明確な定義は存在しませんが、一般的には「人間の脳の認知・判断等の機能を、人間の仕組みとは異なる仕組みで実現する技術」という意味合いで理解されています。
- **RPA**^{※21} (Robotic Process Automation)
パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術です。RPAを導入することにより、事務的業務を効率化させ、生産性を向上させることが可能になるとされています。
- **ICT**^{※22} (Information and Communication Technology)
情報処理や情報通信など、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術、産業、設備及びサービスなどの総称です。
- **スマート自治体**^{※23}
AIやRPAのようなソフトウェアロボットなどの技術を駆使して、定型的な業務を自動化したり、共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりすることを可能とした自治体です。
- **外郭団体**^{※24}
市が設立に主体的に関わり、市の事務を代行する、または市との連携により市の事務に関連する事業を行う団体です。市は外郭団体の運営について、経済的・人的支援及び指導・助言を行います。
- **まち・ひと・しごと創生（地方創生）**^{※25}
人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対して、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるようにするための取組です。

○ **ワーク・ライフ・バランス**^{※26}

「仕事と生活の調和」です。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活及び個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態です。

○ **第2次総合計画（中間見直し）のためのアンケート**^{※27}

「第2次総合計画」後期基本計画策定にあたり、市民のまちづくりに関する考えや実態を反映することを目的とした『第2次総合計画（中間見直し）のためのアンケート調査』を実施しました。

【調査の概要】

対象	調査期間	調査方法	回収結果
市内在住の18歳以上の 市民 2,500人	令和3年7月12日 ～30日	郵送配布 ・回収	1,075 (回収率：43.0%)
市内公立中学校2年生 528人	令和3年7月	学校を通じた 配布・回収	477 (回答率：90.3%)

アンケート結果は、愛西市ホームページに掲載しています。

○ **オープンデータ**^{※28}

機械判読に適したデータ形式で、2次利用が可能な利用ルールで公開するデータです。

○ **SNS**^{※29} (Social Networking Service)

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスです。

○ **社会保障・税番号制度（マイナンバー）**^{※30}

国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。番号法に定められた社会保障、税、及び災害対策分野の事務の手続きに限って利用されます。

○ **DX**^{※31} (Digital Transformation)

デジタル化を前提として、業務プロセスの在り方から抜本的に変革することです。

○ **働き方改革**^{※32}

労働環境を根本から見直し、時間外労働の抑制や休暇取得を推進するとともに、労働者の生活スタイルや家庭責任、地域貢献などに対応できる多様な働き方・効率的な働き方を進める取組です。

○ **ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）**^{※33}

自治体への「寄附」のことです。一般的に自治体に寄附をした場合、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。

○ **キャッシュレス決済**^{※34}

紙幣や硬貨といった物理的な現金を使用せずに支払、受取を行う決済方法です。

○ **ネーミングライツ**^{※35}

公共施設等に名称を付与する権利（命名権）です。